

平成29年大阪狭山市の魅力発信及び 発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

平成29年（2017年）6月21日

大 阪 狭 山 市 議 会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

【6月21日】

開会（午後2時29分）.....	1
現在までの経過説明及び質疑について.....	1
その他.....	39
閉会（午後6時18分）.....	39

大阪狭山市の魅力発信及び
発展に関する事業等調査特別委員会

平成29年（2017年）6月21日

本委員会に付託された案件

- 1．現在までの経過説明及び質疑について
- 2．その他

大阪狭山市議会
大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録

平成29年6月21日
(2017年)
午後2時29分開議
委員会室

1 出席委員は、次のとおりです。(15名)

上谷元忠	北好雄
井上健太郎	西野滋胤
須田旭	松井康祐
薦田育子	小原一浩
徳村賢	□岡由利子
丸山高廣	鳥山健
山本尚生	松尾巧
北村栄司	

1 欠席委員は、次のとおりです。(0名)

1 出席を求められたのは、次のとおりです。

副市長 高林 正啓
グリーン水素シティ事業推進室長 三井 雅裕
政策推進部長 田中 斉 総務部長 竹谷 好弘
健康福祉部長 水口 薫 都市整備部長 楠 弘和
市民生活部長 山田 裕洋 教育部長 山崎 正弘
上下水道部長 能勢 温
グリーン水素シティ事業推進室次長 井上 知久
政策推進部秘書グループ課長 堀 慶祐

1 本会議の書記は、次のとおりです。

議会事務局長 伊東 俊明 議会事務局次長 山本 一幸

午後2時29分 開会

丸山高廣委員長

皆さん、本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会を開催いたします。

このたび、私、丸山と松尾委員が、5月の開会議会におきまして、本特別委員会の委員長、副委員長という大役を拝しました。もとより微力ではございますが、委員各位のご協力により努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員会を開会するに当たり、委員及び理事者並びに担当者に、委員会での発言についてお願い申し上げます。

まず、録音の関係上、特に委員が多数となっておりますので、必ずお近くのマイクに向けて発言されるようお願いいたします。

また、会議時間の効率化を図るため、発言される場合は、着席のままで結構です。

最後に、発言の際は、挙手と同時に必ず「委員長」と、一言お願いいたします。その後、私から発言者を指名いたしますので、発言者は指名された後に発言されるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会に入らせていただきます。

最初に、副市長よりご挨拶及び提出資料についてご説明をお願いいたします。

高林正啓副市長

失礼をいたします。お疲れのところ申し訳ございません。

それでは、特別委員会の開催に当たり、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。お許しをいただいて、着座の上、させていただきますと思っております。

先般、5月11日付で資料要求のございました

13項目のうち、資料として整ったものが10項目ございます。それは、5月30日に提出をさせていただいたところでございます。

なお、未提出、3項目あるんですけども、

の自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書、第3条の覚書の写し、のグリーン水素シティ事業推進研究会の規約及びのメルシーforSAYAMA株式会社への売電益の入金予定額につきましては、資料としては整いませんでしたので、提出には至っておりません。整い次第、速やかに提出をさせていただきますので、このたびは申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、残り10項目提出をさせていただきますけれども、から順にそれぞれの概要を説明させていただきたいと思っております。

まず、ため池等太陽光発電モデル事業に係る相関図、契約と資金の流れにつきましては、のA4サイズの1枚物でございます。こういうこの分でございます。これまでの契約内容に沿って、メルシーforSAYAMA株式会社でまとめていただいたものでございます。

次に、グリーン水素シティ事業推進研究会、退会届出書の写し、シナネン株式会社分につきましては、受付番号のついたA4サイズの1枚物で、平成29年2月1日付にてシナネン株式会社代表取締役田口政人様から提出がございまして、同年2月6日付でグリーン水素シティ事業推進室が受理したものでございます。なお、この写しを市議会の皆様方に公開することにつきましては、シナネン株式会社から了解を得ておりますことをご報告させていただきます。

次に、現状のグリーン水素シティ事業研究会の各プロジェクト構成、加入日入りにつきましては、このようにのA4サイズの横長の両面になっております。1枚物でございます。本研

研究会の構成につきましては、シナネン株式会社から届け出書の提出のあった平成29年2月1日現在のものとなっております。なお、その前に、28年11月15日に第3回目の研究会を開催されていますが、その以降は、新規の参加企業はございません。

また、加入日につきましては、この裏面を見ていただきますとわかるんですけども、それぞれの企業ごとの加入日を入れさせていただいておりますが、一番上の括弧書き、ちょっと一部ミスプリがございます。グリーン水素研究会会員と、これ、誤っております、グリーン水素シティ事業推進研究会会員が正しいものとなります。訂正し、おわびを申し上げたいと思います。申し訳ございません。

次に、第3回グリーン水素シティ事業推進研究会議事録につきましては、のA4サイズの縦長の両面刷りの12ページ物となっております、枚数でいきますと6枚でございます。なお、本研究会の会議での発言等いただきました企業の特定される個人のお名前につきましては、個人情報保護の関係上、その部分をちょっと見にくうございますけれども、黒塗りにて消去させていただいております。ご了承のほどお願い申し上げます。

次に、平成28年度グリーン水素シティ事業推進管理事業における管外旅費の執行実績につきましては、のA4サイズ、横長1枚物でございます。これはもう表だけでございます。

なお、この資料の左端を見ていただきますと、ナンバーをつけております。その1から24までは、次の日付、右手にいつ行ったかという日付がございますけれども、この行った当時のグリーン水素シティ事業推進室に配属の職員関係でございますが、一番最後の右端を見ていただきますと、予算という項目がございますが、これは予算の執行元を記載しております。また、そ

の下段、この表の真ん中より下段ところで、ナンバー25から28につきましては、平成28年度秘書管理事業の特別職の管外旅費における執行実績でございます、グリーン水素シティ事業に関し、古川市長が出張した内容となっております。あわせて、一番下の総合計の上になりますけれども、表は、市長の随行に係る秘書管理事業に関する執行実績を記載しております。については以上でございます。

次に、グリーン水素シティ事業に係る経過につきましては、のA3サイズの両面刷り、これはいつも出させていたいておりますけれども、前回の提出以降で動きのあった事項につきましては、これまでと同様、アンダーラインでお示しさせていただいております。

次に、ため池等太陽光発電モデル事業に係る通電日と売電日の説明につきましては、このA4サイズ、縦長の1枚物でございます。

なお、これまで特別委員会に提出させていただいておりますこの内容に関する資料につきまして、関西電力株式会社に現担当から確認をさせていただきました。その結果、お手元のの資料の2、修正後と大きな矢印ついておりますけれども、その下に2、修正後のとおりとなっております、連系日は通電日となり、売電開始日となるとの回答でございましたので、そのように修正をした資料として、本日提出をさせていただいております。

次に、ため池等太陽光発電モデル事業の売電実績、平成29年5月15日現在につきましては、のA4サイズの1枚物、これも表だけでございますけれども、1枚物となっております。

なお、これも関西電力からの売電実績の通知をもとに、月ごとに供給電力量と税込みの売電料金をそれぞれの発電所ごとに記載をさせていただいております。なお、それぞれの1、2、3の発電所の1つ行ずれまして、米印がついて

いると思うんですけども、この米印の検針日につきましては、発電所ごとに異なりますので、補足説明をその後つけさせていただいております。

次に、ため池等太陽光発電モデル事業の発電収支シミュレーションにつきましては、のA3サイズ、両面刷りの1枚物となっております。こういうものでございます。

なお、この表面の左上のほうを見ていただきますと、黒塗りの四角い印をつけさせていただいております、合計と書いておりますけれども、この部分の説明をちょっとさせていただきます。

濁り池、大鳥池、太満池浄水場の3カ所の発電所に係る予測発電量、それから年間売電料の収入の合計及び支出に係る諸経費の合計を1年目から、20年間の契約でございますので、20年目まで1,000円単位で記載をさせていただいております。

なお、支出のちょうど中ほどより1つ下、パワコンOHと書いておりますけれども、これはパワーコンディショナーのOがオーバー、Hがホール、オーバーホール代を見込んだものでございまして、11年目からは、見ていただきますと、598万6,000円から810万2,000円に大きく額が上がっておりますけれども、これはパネル等の撤去費の積み立てとして計上しているものでございます。要は、810万2,000円にばんと上がっておりますけれども、この段階からパネル等の撤去費の積み立てを上乗せしているということでございます。また、そのパワコンのOHの下、4つ目の項目、確保金という項目がございますけれども、これはメルシー for SAYAMA株式会社と地区などに配分される金額を記載しております。

最後の資料となりますが、ちょっとコピーが縮小版になって見にくうございますけれども、大阪狭山市「教育・文化・医療福祉の拠点」に

おける地産地消型エネルギー面的利用事業の可能性調査成果報告書の写しにつきましては、A4サイズ両面刷りの38枚物でございます。ページでいいますと128ページ、数字としては上がっておりますけれども、ページがついていない部分もございます。このついていない部分は、この事業に係ります関係企業の資料集となっておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

以上、今回要求のございました3項目を除く10項目の概要説明にかえさせていただき、ご挨拶とさせていただきます。委員長よろしく願いいたします。

丸山高廣委員長

ありがとうございました。前回の委員会では、経過及び提出された資料の説明、また全般的な質疑等を行いました。今回の委員会でも現在までの経過及び提出された資料の説明や全般的な質疑を行い、調査を進めてまいりたいと存じます。

それでは、ただいまの説明を含め、全般について質疑をお受けいたします。よろしく願いいたします。

西野委員。

西野滋胤委員

のため池等太陽光発電モデル事業に係る相関図のほうなんですけれども、契約と資金の流れの中で、自治会や水利組合、また本市の名前がないんですけれども、こちらのほう、私のほうから前回、水利組合等も本市の名前も入れてほしいと要望させていただいていたんですけれども、水利組合とメルシー for SAYAMA株式会社のほうの金銭的な契約等がまだ済んでいないということよろしいんでしょうか。

また、8番の経過のほうにも、その旨が記されていないんですけれども、契約について締結した等が書いていらっしやらないんですけれど

も、こちらのほうも踏まえて、まだされていないということでもよろしいのでしょうか。

もしされるとしたら、この図におきまして、大阪狭山市はどの位置になるのか、また水利組合、自治会はどの位置になるのかというのも踏まえてお答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

今ご指摘のありました、まず、相関図の部分で、大阪狭山市がこの図の中に入っていないということでございますけれども、この相関図自体は、メルシー for SAYAMA株式会社のほうから提供を受けたものでございまして、実際には、この ため池太陽光発電モデル事業に係る相関図のちょうど左のところに空白の部分があると思いますけれども、その部分に大阪狭山市が入って、関電の申請等の手続は大阪狭山市がなしているというような状態になっております。大阪狭山市からメルシー for SAYAMA株式会社のほうへ、この事業に係る協定を結ぶような形になっております。

それと、この中にメルシー for SAYAMA株式会社からの各地元水利組合等への支払いの矢印がないというご指摘でございますけれども、8番のグリーン水素シティ事業に係る経過にもまだ記載されておりませんとおり、まだ契約協定には至っていない状況でございます。

池之原につきましては、メルシー for SAYAMAのほうから、あす、協定の締結に向けた手続のためにお伺いするというふうなことを聞いております。

以上でございます。

丸山高廣委員長

西野委員。

西野滋胤委員

前日も各委員からお声があったかと思うんですけども、実際に11月、ちょっと驚きなんですけれども、11月のほうから売電が始まっていて利益のほうが上がっているというところで、水利組合等にまだお金をお支払いしていないというのは、非常におかしなことになっているのではないかと。じゃ、そこのお金は一体どこが持っているんだと。メルシー for SAYAMAがずっとためているのかということになりますので、早急に各諸団体の皆様と契約のほうを結んでいただきまして、そちらのほうを明確にさせていただくようにお願いしたいと思います。

また、締結されれば、そちらのほうの契約書等も提供していただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今、お金の話が出ましたのでちょっと関連してしまうんですけども、大阪狭山市と関西電力が売電契約を結んでいます。大阪狭山市に入金されるべきお金が、大阪狭山市の口座ではなく、グッドセンターの口座になっています。入金口座は別の口座であるとしても、大阪狭山市と関西電力が契約を結んでいる以上、その支払っていただく関西電力から支払われる電気代、売電料については、大阪狭山市の公金であるはずなんです、公のお金ではないのですか。

丸山高廣委員長

副市長、どうですか。

この決裁をされていると思うんですよ、この契約において。それは、それを含めて決裁をされていると思うんで、副市長、決裁としてお考えあると思うんで。

副市長。

高林正啓副市長

当初、担当との協議の中で、まず、申請が大阪狭山市でないといけないのか、それとも今回事業発注者であるメルシー for SAYAMA 株式会社でないといけないのかというのをる説明を受けました。その段階で、関西電力のほうの答えはどちらでも構わないということで、私のほうもその前担当のほうから聞きました。

それで、基本的には、大阪狭山市のほうでやるほうが速やかにできると、事務上できるということで担当から提案がございまして、できるだけ早く事業を推進するならば、早いほうでもいいということであれば、大阪狭山市でいこうということになった記憶として残っております。

ただ、今ご指摘がございましたように、主たる申請者、つまり本来の申請は大阪狭山市なので、当然、市のお金になるんじゃないかというのは私も理解はできるんですけども、ただ、現状といたしまして、まず、大阪狭山市としては、市の施策を補完するメルシー for SAYAMA 株式会社はこの事業を推進することを委ねており、かつまたそこと契約した相手方との今回の相関図のとおりとなっている関係上、基本的な結果としては、実質所有者であるそのパネル等の設備の所有者であるグッドセンターコンサルティング、そのほうに所有権が実質あるということでございますので、その分を要は融資に対して返金をしていくと、いわば返しをしていくということからいいますと、その業者に振り込まざるを得ないというのが実態でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

お金を出してもらった以上、その口座に入れなきゃならないという理屈はにおいて、この契約が大阪狭山市と関西電力の契約なんです。契約主として、大阪狭山市に支払いますよ

ということになっているわけじゃないですか。大阪狭山市に支払いますよ、大阪狭山市は支払ってくれてありがとうございます、そのお金については、うちの口座じゃなくてグッドセンターの口座に入れてくださいねとただけのことであって、そのお金はどこかの口座に入ろうが、大阪狭山市のお金でしょう。そこを確認しているんです。このお金は、大阪狭山市のお金ではなく、グッドセンターのお金だったんですか。そこを確認したいんです。お願いします。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

本来であれば、パネルを置くに当たって、発注者が市の事業等であれば、市がお金を段取りして、そこでパネルを置いていただく事業者に対してお金を払うというのが行政の発注の方法かと思います。ただ、今回の場合は、大阪狭山市でいろんな諸般の27円固定FIT、固定買取制度を利用した形で経済産業省とか関西電力に対して申請をさせていただいたと。そういう流れの中で27円という条件を得た上で、メルシーのほうから発注をかけた。ただ、メルシーのほうにはもともとの事業資金というのがなくて、じゃ、何で確保するんやといいますと、関西電力のほうからの売電益でもって、入ってくるお金でもって、そこへ返していくというような構図になっていたということで伺っております。

その中で、公金である、公金でないというのはちょっと別としましても、お金の流れとしましては、パネルを置いている今グッドセンター、事業資金のお金を段取りしたグッドセンターが設備の所有権を持っているということで、いろいろメルシーのほうを通じて確認したところそのように伺っておりますので、そのお金の事業資金の運営につきましても、現在のところ、グッドセンターのほうに入れていただいているよ

うな状況で、パネルの設備の維持を保っているような状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

実際のお金の動きは今おいているんです。

この契約として、大阪狭山市が関西電力と売電契約を結んだ。グッドセンターと関西電力が結んだんですか。大阪狭山市と関西電力が結んだんでしょう。大阪狭山市のお金になります、そのお金はどこに払い込みしましょうということに対して、この口座に振り込んでくださいという契約でしょう、これ。副市長、違いますか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

はい、そのとおりでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そのとおりですよ。大阪狭山市のお金になるものを、大阪狭山市の口座ではなく別の口座に入れてくださいねという依頼をして、そういう契約をして入っているわけでしょう。これをきちんと予算書に上げてこなければ、大阪狭山市本会計に入れなければ、これは裏口座になるんじゃないんですか。そこだけ確認させてもらっていいですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

先ほど担当から、例えば大阪狭山市とメルシーとの基本協定もまだ締結もされていないという事実を述べましたけれども、本来、井上委員ご指摘のように、そういったところが手続のプロセスにおいて十分決裁等を経ておれば、今のところ至っていないと思うんですけれども、実

際そのような手続が、せんだって市長がずさんな事務処理というようなことを言っていましたけれども、本来、大阪狭山市とメルシー for SAYAMA株式会社の中で、これを具体化する中での資金の流れ等も含めた契約といいますが、基本協定といいますが、そういったものが、今から申し上げるのは、本当に恥ずかしい状況ではございますけれども、経た上で今回やっておれば、少しの問題は解消できていたのではないかというように認識をしております。

以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

答えになっていなくて、このお金は大阪狭山市のお金でしょう。そのとおりですよというお答えだったじゃないですか。大阪狭山市と関電の契約であるんですから、大阪狭山市のお金でしょう、これ売電益は全て。もう大きな金額になってびっくりしましたけれども。そのお金が大阪狭山市のお金でないという根拠があるのでしたら、説明いただけたらいいんですが、大阪狭山市のお金であることに間違いのない契約になっているじゃないですか。その契約書を決裁されたのは副市長なんでしょう。これ、メルシーとの契約でもなければ、グッドセンターとの契約でもなければ、あくまで大阪狭山市と関西電力の契約書なんです。物すごく大切な契約をされているんですよ。もう売電益がびっくりする金額が上がっているじゃないですか。何百万も上がっているんでしょう、もう既に。そのお金が大阪狭山市に今入っていないんですよ、もう半年も。そのことが問題じゃないんですか。

問題のある決裁をされていると思うんですけれども、この手続についてと、このお金が大阪狭山市のものであるということは間違いのないでよろしいんですか。

丸山高廣委員長

先ほどの井上委員の質問にはお答えください
ね。

それで、関連ということで、北村委員、願
いします。

北村栄司委員

これ、相関図をもらいまして、市が入ってい
ないということで、市はここに入れて、水利組
合を入れてということで、いろいろ自分なりに
把握できるようにしているんですけれども。

これで、今、井上委員からも指摘があるん
ですけれども、関西電力と契約書を結んだとい
うのは、市だということで、これは大鳥池発電
所であるとか各発電所の関電との契約書はあり
ますよね。これは、市と関電が結んだという
のは、まず、この相関図の中で言えば一つオー
ケーの契約書を結ばれていると。

そして、そのお金が、グッドセンターコン
サルティングに今現実には入っているんです
と言われてはいるんですけれども、そこに入る
という契約書はどこかにあるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

その契約書は、再生可能エネルギー発電に
関する電力受給契約というのがありまして、
その添付にそれぞれ申し込み内容から口座の
振込口座等と一緒に後ろにつくんですけれど
も、すみません、過去の委員会でお配りして
いるのかどうかというのは、ちょっと確認……。

丸山高廣委員長

いいですか、その資料はいただいている
んですが、先ほど言われていました添付され
ている、裏面にあったと思うんですけれど
も、振込口座の口座先と、あとは手続の代
理人とか、そういったもろもろの会社が書
かれているやつがお配りされていないん
です。表だけお配りされてい

まして、情報だけが入ってきているん
ですが、実際の書面はない状況であるん
ですよ。

(「失礼しました」の声あり)

北村委員。

北村栄司委員

だから、そういうのをはっきりさせた
上で、なるほどこちらへ資金の流れが流
れているんだなという確認が、ちゃんと
やっぱりできるようにしてほしいなと思
うんです、まず。そこから実際に、その
流れが正常なのかどうかという判断を
したいと思いますので、できたらその
資料が明確なものがあればとは思
うんですけれども、ないんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

以前からも担当のほうに先ほど申し
上げた再生可能エネルギー発電に関
する電力受給契約のご案内、ご指
摘のとおり、関西電力から市長
に対して契約しましたよというの
が来ました。

ただ、これまで議会に対して出
していた資料は、この両面刷り
を出しておるんですが、もう
一つ出していないやつが、こ
れ見る限り今出てきたんです
けれども、支払い口座情報とい
う記入欄があるんです。そこ
には、口座名義、有限会社
グッドセンターコンサルティング
と、その口座番号が書かれて
おります。ということは、関
西電力株式会社としては、確
かに井上委員おっしゃるよ
うに、大阪狭山市長宛てには
来ておるんですけれども、た
だ、振込先は、有限会社
グッドセンターコンサルティング
で許可しますという実態があ
ります。

ですから、こういう実態、ち
ょっと今ごろ私、こんなこと
言うのは恥ずかしい話なん
ですけども、こういった点か
らいうと、基本的に公金
という回答が誤りになって
まいります。あくまでも
確かに市長が手続をして、
ただこれまでの

やりとりの中で実質、物を持っている所有者である有限会社グッドセンターコンサルティングに対して、支払いをするという話を相關図の中でもなっておりますので、そういった意味での再生可能エネルギー発電に関する電力供給契約の中の手続の一つとして、有限会社グッドセンターコンサルティングに振り込むというので実質許可をもらっているということになってまいりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。

その資料がないので、できたら今の中にコピーしておいていただいて、委員の方にお配りいただいたほうがいいのかと思うので。本来なら、資料を事前にお配りしてもらっているのが本来やと思うんですよ。

高林正啓副市長

私の手元にも実際なかったんです。今、担当に見て、初めて見ましたので。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

副市長、すごくにこやかに今初めて見たようにおっしゃっておられるんですけども、その口座に振り込みますということを知って決裁してはるわけでしょう。ずさんとかの話の次元じゃないじゃないですか。また声大きくなりそうでびっくりしましたけれども。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

申し訳ございません。決裁をしている以上、今の発言は不適切だったと思います。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

万に一つ、大阪狭山市のお金でない契約だとして、私は、大阪狭山市の契約ですから大阪狭山市の公金だと今でも思っていますよ。それに間違いはないと思っているんですが、私が間違いであって、当局の考えが正しいんだとすれば、これはグッドセンターコンサルティングがしている、しようとしていた太陽光発電、売電益を上げようとしている事業に、名義貸しをしていることになるのではないんですか。大阪狭山市の名前でとっておいたらとりやすいからとっておいてあげたよというふうなことになってしまっているんじゃないですか。そういう疑惑は、疑念は生まれませんか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

お言葉なんですけれども、もともとプロポーザルで発注しておりまして、既にご説明を何度も受けられてご承知のとおり、開成プランニングにリース契約をしたかったと。ただ、それができなくなって融資になって、そういう今のメルシーと共立さんになったところになってきております。

その中で、業務委託基本契約書の中に、維持管理については共立さん、お金についてはグッドセンターにということで、メルシー for SAYAMA株式会社の中で委託契約を結んでいるというような流れになってきておりますので、先ほど井上委員のご指摘の部分については、今現状だけで言いますと、そういう形で見られるのかなと思うんですけども、もともと取っかかりの部分で若干の相違というか、部分があります。

ただ、その流れに行くまでに、言葉がちょっと不適切かもわかりませんが、乱暴な進め方をしていたという部分がありますので、今

この相関図をもとにお出しさせていただいているように、この春以降、メルシー for SAYAMAとグッドセンターコンサルティングと共立さんも設置についてはもう開成さんなので、一応パネルのほうは完了していますので、今この3社について新たなきちとした基本契約書というんですか、契約の巻き直しを検討しているような状況でございます。

丸山高廣委員長

すみません、今先ほど、西野委員からも北村委員からも、相関図についてご質問があったんです。やはりこれ、契約と資金の流れですから、契約というのならば、大阪狭山市についてもはっきり書くべきだと思うんですよ。これを書いていないので、またこの資料について再確認というところが発生しますので、ぜひともそこはちゃんと今の現状であるということを明確にすべきですので、先ほど西野委員が以前にも言われていたので、その辺はしっかりと明記していただくように、ちょっと指摘だけしておきます。

これの口座と書いているやつがあるはずですよ。

いいですか、これは以前にいただいていたので。グッドセンターと書いていると思うので。

小原委員。

小原一浩委員

関連で言いますけれども、とにかく一番最初に、市が何もタッチせんというか、債務保証もしないでメルシー for SAYAMAという100万円の会社をつくって、それでやって十何億円かのリース、そんなのができるんかいなと、正直言うて、言うても思ってもおったんですが、その辺のところから、とにかく最初にちょっと変なことになったら、もうそれを上塗りするようにうそをつかないかんようになって、うそ、うその連続が今日に至っているんですよ。

それと、このお金のあれですけども、契約者というのは物すごく重要で、井上委員も言わ

れるように、契約して金をどうするかということ、これを勝手に誰がやったんか知らんけれども、勝手に、もし市長や副市長とかその上司に関係なしに担当者が全然第三者に送っているという、こんなこと自身がないじゃないですか。その反省がまずないね、先ほどの答弁を聞いていると。

物すごく、公金でないということはある程度金も出してへんのやからわかるけれども、それを契約をして、どこかへ送るというのに対して、責任者が知らんというのは、そんな自治体ありますか。

丸山高廣委員長

小原委員、ご意見ですか。

小原一浩委員

とにかくうそを重ねて、それをよう頑張ったというような人もおったんやと思うけれども、とんでもない話で、とにかくうそを最初ついたりになんかしたら、それをつじつまを合わせるためにまたほかのことをやらないかんねん。それを長いことやっているのを、我々もそうだけれども、行政自身が誰も気がつけへんというようなのはだめですよ。

丸山高廣委員長

すみません、ありがとうございます。

ちょっと整理させていただきたいんですが、先ほど言っていた井上委員の中で、グッドセンターに対して口座があった契約があるという話でしたが、副市長のご答弁ですと、見たことがないと、裏面について。今言われていたんですが、見たことがない契約に対して決裁されて、今に至っているということによろしいですか。

副市長。

高林正啓副市長

その点につきましては、ぶっちゃけたところ、記憶にないというようなところでございます。決裁をしていることは間違いのないと思いますけ

れども、それぞれの書類を全て頭の中に入れてあるかと言われたら、正直申し上げまして、そういう点まで覚えていなかったの、ついつい不適切な答弁になったというのは事実でございます。

丸山高廣委員長

それは、決裁として成り立つんですか。知らないと言われたわけですよね、最初。知らない資料を……。

(「はい」の声あり)

副市長。

高林正啓副市長

知らないというのは本当にだめな答弁だと私も反省しております。知らないというのは、普通は通りませんと思います。それはもう委員長のご指摘のとおりだと思います。

ただ、その議論ばかりしてしまうと、おわびするしかないんですけども、この内容につきましては、今コピーをさせていただいて、お配りして、その事実を見ていただきたいというように思っております。

以上でございます。

丸山高廣委員長

意見ですか、小原委員。

小原一浩委員

何のために副市長ということでこの大阪狭山市に奉職しているんですか。それで決裁は知らなかったとか、そんな問題じゃないんですよ。副市長としての自覚があるのかいなと、聞いていながら思いましたけれども。本当に物すごく重要ですよ。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

今の小原委員のことに對しましてお答えさせていただきます。

ご指摘のとおりだと思います。基本的には、

一般に言う事務方の責任者というのはよく出てくる表現で、そのとおりだと思います。その中で、このような失態を招いているということは、重く受けとめておりますし、反省をしないといけないというふうに思っております。申し訳ございませんが、今の心境としてはそういうところでございます。ご指摘のとおりでございます。

丸山高廣委員長

ほか何かございませんか。

今コピーしていただいているんですが。

北村委員。

北村栄司委員

相關図で、私たちが求めていたものというのは、市も含めて地元まで含めて全部の関係が明確になるというのを、まず知りたかったというのがあるんです。

それからいうと、市と関西電力の関係もなかったと。これは聞いて、今資料ももらっているのわかりましたけれども、そしたら、例えば市とメルシーの間には何の関係はないんでしょうかとかいうのは思いますし、それともちろん、市からグッドセンターコンサルティングへの関連性の問題はどこでどういうふうにしているのかというの、これ、業務委託基本契約というのを共立と結んでいるから、だからグッドセンターに關電からのお金が入って当然だというふうには言えませんよね。

この契約、今私も基本契約は見て、業務委託は全部するけれども、資金調達においては、受給者、このグッドセンターが全てやりますよというふうにはなっているけれども、關電のお金がこちらに入りますよというのではないと思うので、それも明確なものが要るの違うかなとか。

それと相關図の中で、グッドセンターコンサルティングとメルシーとの間で矢印がされて、事業実施者経費及び農業振興交付金の支払いが

そこでやられるということですが、ここもきちんとした契約というか、何かお互いの覚書になるのか、協定書になるのかわかりませんが、そういう約束事は要るんですよね。ところが、現実にはできていないと、まだ現在。

それと、グッドセンターと共立電機の間で保守管理費の支払いの問題が必要やというふうに書かれていますけれども、これも相関図の中では、まだそれに対する契約の関連も明確にされていないと。

それと、グッドセンターと開成プランニングとの間にも、何らかの約束事というのは必要になるみたいですが、それもできていないという一応報告いただいているんです。

本来必要な書類であるにもかかわらず、それがいない状態で、なぜ事業がどんどん進んでいったのかというのが疑問なんです。それはこういう状態になった原因はどこにあるのか。こんな状態で我々が黙認することができるのかというたら、できない問題だと思いますので。だから、一つ一つあるべき書類をつくらずに進めたということに現実にはなっていますよね。まず、その確認だけちょっとさせてほしいんですけども。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ご指摘のとおり、相関図の中で、一番最初の根元になると思うんですけども、大阪狭山市とメルシー for SAYAMAとの基本契約というのが、まず必要になってくるかなと思っています。それは、ため池太陽光モデルに限らず、ほかのグリーン水素に関する事業に関しても今後行われるのであれば、そういう形で協定書が必要になってくるかなというふうに考えておりますので、これにつきましては、今ちょっと調整しているところでございます。

次に、ご指摘のグッドセンターコンサルティングからメルシーに入る事業実施者経費及び農業振興交付金の支払いなんですが、これは業務委託の基本契約書の第7条に、経費についてはこういうふうに払いますよということで記載されている部分を、そのまま相関図のほうに転記させていただいております。

同じように、グッドセンターコンサルティングから共立電機製作所に行く保守管理支払いにつきましても、同じように業務委託の基本契約書の第5条の中で、受託者の中に発電所の運営管理という言葉が明記されておりますので、その部分の業務を担っていただいているということの体なんですが、ここに対して幾ら払っているかという契約書については、すみません、ちょっと市民の契約書になってきているので、ここまでまだ入手できていないような状況です。これは開示していただけるかどうかというのは、先方さんの都合にもよると思うので、これについては、今のところ手元にはないような状況でございます。

同じように、グッドセンターコンサルティングから開成プランニングに対して施設の整備支払い、こちらにつきましても同様の回答になってくるんですけども、今回の売電益をもって、開成さんのほうに、ちょっと分割になっているのか一括になっているのか、そこも確認をとらなければいけないんですが、お支払いされているものというふうに考えておりますので、現在のところ、こういう形での図のお示し方となつてご提示させていただいた次第でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

ということは、例えばグッドセンターコンサルティングとメルシーとの間の分は、業務委託

基本契約があるから、それは調っているということですね、そしたら。第7条というのは、

(「第7条で」の声あり)

ということですね。そういう形なんですね、これ、全て。

本来必要なもので、きちんとでき上がっていないものはないということによろしいんですか。市とメルシーの関係は、でき上がっていないんですね、これ。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません。事細かな調整部分については、先ほど、その根元の大阪狭山市とメルシー for SAYAMAの契約書にまで至ってもそうですけれども、そちらについても今精査して調整しているような状況ですので、これ、あくまでも現状の契約と資金の流れということでご提示させていただいているような状況ですので、先ほどもちょっと申しましたように、メルシーとグッドセンターと共立電機さんとの業務の委託契約の巻き直しということで、今、協議調整中でございますので、すみません、これが完全というわけではないような状況でございます。

丸山高廣委員長

いいですか、北村委員。

鳥山委員。

鳥山 健委員

いや、この相関図では多分だめなんですよ。もともと事業スキームをつくってお金を払うのはここですよと、許可を取るのは市が取りまわすという役割分担をしているというのと、それがごっちゃになってしまっているというのが一つあります。

今回の業務委託基本契約書は、メルシーと共立電機が結んでいるんです。でも、この事業の所有者はグッドセンターコンサルティングでし

よう。金を払って、物を持っていて、所有している人間。その人が業務保守管理の委託を共立電機にしているんですよ。その共立電機とメルシーが契約したって、持ち主とやっていないんだから、この契約書ではだめなんですよ。三者契約するかなんかの契約をしていかないと、保証されないんです。それを前々から巻き直しをしてくれと、早くしないとだめですよというふうにお話ししているんです。

それと、もう1点は、この契約の資金の流れに開成プランニングとここに施設設備と、まだこれ残っているんですけども、これ、前の説明では、開成プランニングについては、平成28年1月18日に契約16億円でして、平成28年7月27日に変更契約1で11億9,000万円になって、平成29年2月10日に変更契約の2回目で8億7,000万円になっているんです。でも、共立電機とは7月29日、1回目の変更契約の2日後に共立電機が業務委託書、業務委託契約をやっているんですよ。

ということはどういうことかということ、開成プランニングと変更契約の2回目はできないんです。もうその前に開成プランニングは終わっているんですよ。時系列的に話をすると。

だから、ここにこれが起こってくるのもだめだし、この契約の業務契約書も共立電機とやっている限りはだめなんですよ。ということを理解していかないと、この契約と資金の流れはコントロールできない。

お金もそうなんですけれども、これはメルシーに入って、メルシーから水利にという流れもあるんですけども、もう極端な話、メルシーの立ち位置という問題をちょっと考えなあかんですけれども、グッドセンターコンサルティングから農業振興交付金については、直接水利に払ってもらってやる方法もあるんです。お金があっちこっち回る必要は全然ないんで。事務

としての事業実施者の経費、先ほどの朝から月35万円とありましたけれども、これについてはメルシーに入るというような流れ。

もっとすっきりしたものにしないと、関電と契約して、その裏面で振り込みはグッドセンターへ振り込むとか、何か全部くっつけくっつけやっていると、そこはちょっと僕はシンプルにするべきだなと思うんですけども、それはいかがですか。これは多分、追いかけるれないですよ、ここのままだったら。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

鳥山委員おっしゃるように、確かにちょっと複雑な状況でございます。

まず最初に、3者契約についてはご指摘のとおり、3者での業務の巻き直しということで検討しております。

もう1点、農業振興交付金につきましては、ご指摘のとおり、グッドセンターからメルシー for SAYAMAを通過して地区へおろすとなれば、そこでの課税対象になってきますので、ただ単に通過する部分であれば、もうそのまま直接グッドセンターコンサルティングから振り込んでいただくような手段も、今現在のところ検討しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

丸山高廣委員長

今、資料のほうを配付させていただいております。先ほど言っていました支払い口座情報、あと、申し込み代理人情報というのがあります。

副市長、これ、この裏面を見られて決裁されているんですよね。

副市長。

高林正啓副市長

はい、そのとおりでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

すごい不思議な資料でして、支払い口座はグッドセンターコンサルティングの支払い口座なんです。この契約をするのは、申し込み代理人というのが別にいてまして、大阪狭山市のこの契約なんですけれども、この契約の申し込み代理人として、グリーンアース・ジャパンという高知県南国市、ことし視察に行きたいと言っではったまちなんですけれども、出張したいと言っていたまちなる南国市なんですけれども、そちらの会社がこの代理人としてこの手続をされているということなんです。この契約をするのに、この会社が代理人としてやる。グッドセンターコンサルティングに入金をする。

このような複雑な書面を見ていて記憶にないというのは、僕にわかに信じがたいんですよ。まず、これ、グッドセンターコンサルティングでええのか、口座。そら、代理人のグリーンアース・ジャパンという高知の会社がなぜ代理人になっておるんやと、副市長、不思議にも何も思わずに決裁の判こをつかれたんですか。

丸山高廣委員長

副市長、この先ほどお配りした資料について、説明も含めてお願ひいたします。

副市長。

高林正啓副市長

この業者について、なぜこの業者になったのかといったのを確認は、その当時の担当には、申し訳ございませんが、詳しくは確認していないという記憶がございます。

説明は受けましたけれども、説明を聞いたただけだったと思ひます。

丸山高廣委員長

副市長、説明の内容をお願ひいたします。

副市長。

高林正啓副市長

内容について申し訳ございません。ちょっと間違っただけを言っただけはいけません。今ちょっと、その点については、情報としては出てこない状況でございます。

丸山高廣委員長

暫時休憩します。

午後3時24分 休憩

午後3時45分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

すみません、副市長の説明からお願いします。

副市長。

高林正啓副市長

先ほどからのご質問の中で、振込先とかも書いた資料を見たということで、その辺の決裁を副市長やったら見ているから内容を知っているんじゃないか、だからその辺を答弁してくれよというご質問だと思います。

そこで今、担当のほうから、原本の決裁の資料を手元に用意させていただきました。その中身を見ますと、決裁の文書題名につきましては、電力購入契約兼系統連系の申し込みというのは、俗に言う施行決裁申し込みということで、施行決裁を1月19日付で起案をしております、この決裁区分は、市長までとなっております。

私も当然この決裁を押印して見ております。その中身は、電力購入契約申込書兼系統連系申込書（高圧・特別高圧）という表面と、それが関西電力株式会社宛てになっております。その裏面に、先ほどから出ております支払い口座情報、現時点でのコピーは、有限会社グッドセンターコンサルティングの名前が入っておりますけれども、そこは施行伺いでいう申し込みの段階では、空白となっております。申込代理人情報のところは、グリーン・アース・パワー・ジャパン株式会社。この段階では、グリーン・ア

ース・パワー・ジャパンということで、多分このパワーが抜けているのか、どっちが正しいかちょっとわかりませんが、抜けている。この決裁では、申込代理人情報がグリーン・アース・パワー・ジャパン株式会社となっております。

その後の経緯を調べましたところ、有限会社グッドセンターコンサルティングに変更する決裁については、部長決裁で終わっておるというのを、決裁上確認をさせていただきました。

以上でございます。

丸山高廣委員長

すみません、先ほどグリーン・アース・パワー・ジャパン株式会社とありましたが、グリーンアース・ジャパン株式会社に変更されたことも承諾いただいて決裁されているということですね。

高林正啓副市長

申し込みの段階での起案のところの申込代理人名と今回正式に関電に手続を口座情報を提供したところの申込代理人情報においては、パワーが抜けておりますけれども、一応この抜けた状態で関西電力に手続をしておるといのは、今の時点でも変わっておりません。

丸山高廣委員長

いや、その抜けているのはわかったんですが、抜けたのを会社名が変わるわけですから、会社名が変わっているのも承認された上で、この決裁が行われたということですよ。

先ほどパワーがないものをいただいているんですが、パワー・ジャパンという話があったので、ちょっと混乱しますので、なぜ変わっているのかもわからないですし、なぜ部長決裁なのかもわからないような状態ですので。

ちょっと待ってください。

（「ちょっと休憩もらっていいですか」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後4時23分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま資料請求しているんですが、資料のほうはまだ出ていませんが、副市長のほうからちょっと発言がありますのでお願いいたします。

副市長。

高林正啓副市長

先ほど、電力の契約の申し込み、系統とかの申し込みについての起案の概要を説明させていただきました。

そのとおり、申込書についての表面はこのとおりやっておりますけれども、裏面については空白のままです。ただ、いかながら、その後の資料をどんどん出しますと、どれが真実なのかといった、非常に精査が必要な状況となっております。当然、この辺は、市といたしましても十分に調べた上で、議会のほうに回答できるように資料をつくり上げた上で改めて報告をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

丸山高廣委員長

皆さん、いかがですか。この件についてはそれで……。

(「確認だけさせてもらっていいですか」の声あり)

井上委員。

井上健太郎委員

すみません。ちょっと確認します。

平成28年2月1日、右肩に平成28年2月1日と手書きで書いているナンバーなしのものが記載されたものなんですか。

裏面振込口座がない、支払い口座情報がないものが記載、決裁された、1番という順番でいいんですか。

丸山高廣委員長

決裁された資料はどれですかということをお聞きになっていると思うので、お願いします。

副市長。

高林正啓副市長

表面の平成28年2月1日、手書きで書いてある上で、ナンバーのところ、括弧書き空白になっていますね。かつ、その裏面を見ていただくと、口座情報のところが空白になっていますね。それとその下の申し込み第2情報がグリーン・アース・パワー・ジャパン株式会社と入っています。これが、施行伺いの1発目の起案の写しでございます。

丸山高廣委員長

これのみ決裁されたということですか。

高林正啓副市長

さようでございます。

丸山高廣委員長

はい。

井上委員。

井上健太郎委員

今この手書きのものが決裁されたものであって、その後の決裁は部長が決裁されたものということで、資料をいただいたのが同じように平成28年2月1日と手書きの上に、また手書きでナンバー24H1126と打ち込んである、左下に関西電力の決裁印があるものになるわけですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

その決裁については、今調査していますので、それについてはちょっとお時間いただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今提出いただいたもので、口座情報が白紙の

もの、メルシー for SAYAMA 株式会社が口座情報に加えられているもの、グッドセンターコンサルティングに変わっているもの、もう一つ、最初は表面に日付があったグッドセンターがあったような気がしますので、都合4通あることになったのかなと。最初に返してしまった分が、表面日付が入っていたような記憶があるので、そのあたりの書類の順番と、最終決裁者が誰なのかということを書き加えたものを、改めてきちんとした資料として提出していただかないと、ちょっとこちらでも整理がつかなくなるし、皆さんもついていないと思いますので、そこだけきちんとしていただいて、これを再提出していただけたらと思います。

丸山高廣委員長

それでは、この契約については一旦調べていただくという形で、資料についても改めてご説明と提出いただくという形になっていると思いますので、よろしくをお願いします。

この件以外に、ほかに何かございますか。

井上委員。

井上健太郎委員

すみません、旅費関係でちょっと確認したいことが幾つも幾つもあったんですが、とりあえず、平成27年10月1日から2日、用務先、宮内庁ほか、用務、狭山池築造1400年事業協議、企業誘致協議とあります。

この資料について、委員長に許可をいただいているので、お配りいただいてもよろしいですか。

丸山高廣委員長

一度、皆さんにお諮りします。今、井上委員から資料の提供がありますが、これを許可してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

はい。では、お配りください。

よろしいですか。

井上委員。

井上健太郎委員

この出張命令文もあるんですが、今回、復命書のほうを資料としてお配りさせていただきました。

平成27年10月1日から2日、場所、宮内庁「当日、相手方のご都合により打ち合わせがキャンセルとなった」公益財団法人フォーリン・プレスセンター会議室、シナネン株式会社会議室、協議先は公益財団法人フォーリン・プレスセンター、シナネン株式会社、豊田TRIKE株式会社、対応者2名となっています。

復命書では、宮内庁、当日、相手方のご都合により打ち合わせがキャンセルとなったとあります。宮内庁へお話をしに行くのですから、依頼文書等があるはずなのですが、どのような内容のものがあるのか、この依頼文書についてお示しいただけますか、まず。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません、こちらの資料については、ちょっと前任から引き継いでおりませんので、確認した上で、またご提示できるものであれば、ご提示したいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

宮内庁との協議というものは、大阪府とかでも行啓担当というか、そういう別の担当口があるようなことを聞いておりますので、この一自治体だけで対応できるものなのかどうかも含めて確認してください。

それから、シナネンと豊田TRIKEとの協議内容についても、今後の大阪狭山市の事業展開の可能性について意見交換等を行ったと、この漠然としたものでは、何を話したのか全然通じないものがありますので、復命された副市長

が印をつかれているので、副市長はどんな話を聞かれたのか、今、口頭でお話しができればいただけますでしょうか。

この先方の打ち合わせがキャンセルになったことも含めてです。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

この内容につきましては、やっぱり行った者の担当に確認をしませんと、そのとき口頭でも言っていたかも知れませんが、今お答えするようなことは、情報としては持っておりません。以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

これ、口頭じゃなくて書面でもらってはるんでしょう、復命書あるんですから。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

あくまでも、復命書、これに例えば附属資料がついておればまた別なんですけれども、これの中で、中身をこの書面で確認をさせていただいて、あとは、残りは口頭でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

このほかにも、平成27年11月17日、18日、環境省地球温暖化対策課に行かれたりだとか、平成28年2月15日、16日、清水建設産業総合技術研究所に行かれたりだとか、福島再生可能エネルギー研究所へ行かれたりだとかしているんです。平成28年4月6日、7日、コンコード、清水建設、平成28年4月12日、13日、小林市、平成28年5月10日、11日、国土技術政策総合研究所で、平成28年5月11日、12日、用務先、ホテ

ルオークラ、清水建設、これ、資料7やったかな、皆さんもらっている分にあります、これも用務はグリーン水素シティ事業とありながら、復命書をいただいたものには、場所は清水建設会議室、オリックス会議室、コンコードインターナショナルインベストメンツ、用務先であるホテルオークラの記載はないんです。用務先がホテルオークラですよ、用務先であるホテルオークラの記載がないんです。当時は、どんな職務内容のことをしてこられたのかとか確認されていますか。

丸山高廣委員長

副市長、いかがですか。

副市長。

高林正啓副市長

この復命書を持ってきたときに、変わりましたという報告は口頭で受けております。

丸山高廣委員長

何が変わりましたか。

副市長。

高林正啓副市長

今、復命書の写しを見ておるんですけれども、当初の用務先として、管外出張命令簿兼報告書の様式の中では、このとおり書いておりますけれども、帰ってきてから復命書の報告があったときは、清水建設株式会社、オリックス株式会社、コンコードインターナショナルインベストメンツ、それぞれの会議室のほうに出向きましたということで、ホテルオークラには、場所として、要は仕事としてオークラに行くことはありませんでしたと。そこは間違っておりましたという報告を担当のほうから受け取っております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

「間違っておりました」を記載しなきゃいけ

ないんじゃないんですか、復命書というのは。ホテルオークラでこうこうする予定が変更になりましたとあるとか、記載間違いでこうなりましたと、書面で書いておかなきゃいけないんで、宮内庁に行きました、先方の都合でなくなりましたと同じように、そこの記載がないものを記録として正しいものと言えるんですか。

丸山高廣委員長

副市長、ホテルオークラはどうですか。

高林正啓副市長

その辺はもう一度、ちょっと担当に確認しなくてはいけないんですが、あくまでも、そこで宿泊というのが目的だったのか、それとも、そこで清水とか企業とお会いすることになっていたのかと、そこはちょっと確認をさせていただかないと、今はお答えできない状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この日の宿泊領収書もいただいたんですよ。この当日はホテルオークラには宿泊されておりません。新橋にあるホテルに宿泊されているんです。用務先、ホテルオークラと書いて、ホテルオークラで用務をせずに、宿泊先も別のところであるわけですよ。ホテルオークラに何をしに行ったのか、非常に大事なポイントやと思うんですけども、そういうのを確認されていないというのが、本当にいかなものかなと思うんですけども。

丸山高廣委員長

副市長、どうですか。

高林正啓副市長

出張に関するサービス規程の中に、たしか第2条だったと思うんですけども、急遽、日用用務先あるいは日程において変更があった場合は、速やかに最終的に所属長に許可をもらったほう

に報告しなさいよと、たしか規程があったと思うんですけども、その辺については、復命書の提出の段階で、今、井上委員がおっしゃったような報告を受けたという結果になっております。ですから、急遽変わった場合、本来、そのサービス規程上では、速やかに報告、相談すべきところを、その担当は、私としてはサービス規程上では怠っていたのではないかというふうに認識をしております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

復命書については、所定の書式をつくられて今後取り組まれるということなので、そこは徹底していただきたいところなんですけれども、今回情報公開請求で、出張に関する領収書を全部請求させていただきました。ほぼ、ほぼ全ての宿泊がクレジット系カード決済なんです。

今ちょっと落ちつきましたが、マスコミ等でも、行政職員等が、あるいは社員もそうですけれども、会社もそうですが、出張に行く折のマイレージのポイントをためるのはいかなものかと。カードのポイントが個人のもうけと言ったら変ですけども、個人のポイントになってしまうのはどうなんだと。公金を使って行っている出張なのに、公金でもってその人の個人ポイントを稼ぐことができるようになるのはいかなものかという報道がありました。

今回たまたまですけども、過去、大阪狭山市、狭山町の時代から、1人、2人の職員がこんなに頻繁に百何十万円も出張旅費を発行したことがあったのかというのがまずあるんですけど、この金額だけで1回分ぐらいの宿泊費が浮くぐらいのポイントがたまっているんじゃないんですかということになるわけですよ。道義的にどうなのかなというふうになっちゃうわけです。この出張旅費に関して、余り厳しいことは言い

たくないんですけども、ちょっとそういった規定も見直しの必要が、今回のことでしてもらわないと、復命書の書式を改めていただいたように、出張に関するカードの取り扱い等についても、支払いの仕方です。きちんとそういうことをやってもらわないと困るなということは、これは意見でとどめておきます。

もう一つ資料がありますので、もう一部、お配りさせていただきます。

丸山高廣委員長

ただいま井上委員から資料の提出について、意見がありましたけれども、承認させていただいていいですか。

違うんですか。いいんですか。

高林正啓副市長

服務規程の絡みで、ちょっと今、政策推進部長の指摘があって、何条というのが間違っているよということで、訂正させていただきます。

第19条の第2項で、職員は出張の途中において次のいずれかに該当するときは、速やかに所属長の指示を受けなければならない。1番として、用務の都合により、出張先または日程を変更する必要がある場合、これに該当するようになります。

以上です。すみません。

丸山高廣委員長

今、副市長の訂正の発言がありましたので、訂正させていただきます。

ちょっと待ってください、今、資料配りますので。

いきましたか。いいですか。

すみません。先、井上委員が資料をお配りしましたので、井上委員、お願いします。

井上健太郎委員

個人質問でもお伺いしましたが、小林市への出張についてですけども、メルシー研究会が支出とあるものを、小林市の支出というふうに

修正変更させていただくという答弁がありました。そのことについて、小林市では支出がわかるものがないという口頭での回答でしたが、きょう、ぎりぎりですが間に合いましたので、書面でお届け、書面のコピーですけども、今お渡ししたとおりです。

グリーン水素シティ事業に関する打ち合わせのため、小林市から大阪狭山市に支出した平成28年4月12日、13日の大阪狭山市長と職員に対する宿泊費、旅費、飲食費等の領収書など、支出が確認できる書類、打ち合わせの内容がわかる書類等を請求したところ、支出がないため文書不存在である、当日協議資料は相手方、大阪狭山市が作成しており、大阪狭山市事業に関する事業であること、また公にすることに、本市との率直な意見の交換を損なうおそれがあることから、大阪狭山市がつくっているものなので提出できないという回答がありました。

支出はされていないので、ありませんという回答です。その後ろにありますように、当日の協議について、この状態であっても、小林市は大阪狭山市との協議を大切にこれからも続けていきたいという意向を持っておられるぐらい、誠意を持った対応をしていただいているんです。わかりますか。

これでも、小林市が支出したという答弁を、あの答弁については虚偽としか言いようがないのではないのですか。

このことについてと、先ほどの復命書に関してですけども、副市長が印を押されているわけですよ。口頭であれ何であれ、変更であれ間違ったものであれ、何であれ、あなたはあなたの責任において命令した責任があり、復命を受けた責任があるわけじゃないですか。今回のこの支払いは小林市が支払いましたと変更しますというのも、本来は、メルシー研究会が支払いましたと記載されているわけですよ。それも手

書きではなくて、ワープロ打ち、パソコンで打ち込んだものなわけです。なかなか打ち間違えられませんよ、小林市とメルシー研究会。それを間違いでしたと、小林市でしたと言いながら、小林市は支出しておりませんという回答が来ているんです。

副市長、このことについて、ご自身の責任問題にもかかわってくると思うんですが、丁寧に教えてください。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

この件につきまして、担当の理事のほうに確認をとりまして、ペーパーでいただいた内容を読み上げます。

「3人の旅費については、小林市で出していたく予定で打ち合わせに行った。小林市に請求書を提出して、旅費をいただく予定であったが、請求書を出すのを忘れていた。そこで、どうするんやと問い詰めたところ、請求書を提出しなかったことは、こちらのミスであり、今後、小林市と調整を行う」というメモを私はもらっています。

これはあくまでも、グリーン水素シティ事業推進室、今の室長にもらったものでございます。私が直接ヒアリングしたわけではございません。あくまでも、せんだって個人質問において答弁させていただいたように、内容と、要するに修正しやないかん違うのというようなところで、整合をはかるようにということを現担当に指示を出したということで、本人のほうに確認をして、本人からもらったのは、口頭だったらだめだったらということでメモでもらったのを、今、私が読み上げたところでございます。

どうするののかといった質問を実際聞いたのは三井でございます。それに対して、請求書を提出しなかったことはこちらのミスであり、今後

小林市と調整を行うという回答をメモとして、本人がつくってきたということでございます。

ごめんなさい。6月13日の午前中、ちょっと今動転しているのですみません。6月13日の午前に、岡田とそれから三井と私とで.....。

(「何やそれ」の声あり)

ごめんなさい。

(「自分も聞いているやろ」の声あり)

今ちょっと三井のほうから、私もごめんなさい、間違っておりました。2人で確認をさせていただいて.....。

(「副市長、ちょっと落ちついたらどう」の声あり)

(「丁寧に答えてくれよ」の声あり)

もう一度、もう一回、もとへ戻らせていただきます。

丸山高廣委員長

副市長、冷静にね、お願いします。

高林正啓副市長

すみません。ちょっと動転しておりまして、すみません。

6月13日の午前中に私の部屋で、私とそれから三井室長と、室次長の井上と、そして岡田理事のほうを呼びまして、井上委員の質問に対してどのような実態だったのかということ、質問の前の段階で確認をさせていただきました。そのときのメモとして、先ほど私が読み上げた内容となっております。

3人の旅費については、小林市で出していたく予定で打ち合わせに行ったと。小林市に請求書を提出して旅費をいただく予定であったが、請求書を出すのを忘れていた。そこで、そしてどうするのかという質問に対して、請求書を提出しなかったことはこちらのミスなので、今後、小林市と調整を行うということで、この部分についての話は終わっております。

以上でございます。申し訳ございません。

丸山高廣委員長

三井室長だけで聞いたみたいなお話になっていましたけれども、4人で聞かれたということでいいんですね。そっちが正しいんですね。

副市長。

高林正啓副市長

そのとおりでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

責任逃れをするような話から始まっていたんじゃない、どうもならんのですよ、副市長。

まずもって、請求書を出すのを忘れてしまったので請求できなかったと。ということは、これ、どなたが支払ったんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

岡田理事が立てかえて払ったというのを聞いております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

岡田理事が個人でお支払いになったのですね。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

3人分を岡田理事が立てかえて支払ったと、そのように聞いております。確認しております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

市長が同行されていて、全く同じ便の飛行機で行かれ、同じ車で移動され、同じ便の飛行機で帰って来られているわけじゃないですか。同じ宿泊所に恐らく泊まっているんでしょう。飛行機の往復3人分、宿泊が3人分、お幾らぐら

い立てかえはったんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

本人に確認いたしまして、3人分パックで、1人2万6,600円掛ける3で7万9,800円の金額を立てかえているということでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

それだったら、私の質問の前に確認できているんでしょう。何で「小林市が支払ったと修正します」なんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

先ほども、ヒアリングの中で岡田のほうに確認して、本来は請求書を小林市に出すということで、予定であったけれども忘れておったと、それならば、その請求書を出して小林市と調整をして、いただける手続をするべきじゃないかということで、その中での話し合いをさせていただいていただけでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

小林市が支出する根拠が、まずもって、当市に、大阪狭山市にこの何々事業について、グリーン水素シティ事業関連と書いていますけれども、グリーン水素シティ事業の何のお話をしてもらうために交通費を負担してまで依頼する内容があったわけでしょう。小林市が依頼して、交通費用意していますよというようにして依頼されていて、今の話では払い忘れたと言っちゃっているわけですよ、小林市が。

わかりますか。

今、僕言いましたよね。小林市は、今でも大

阪狭山市のこと大事に思ってくれているんですよと言っているんですよ。その小林市が請求書渡されへんかったから払わなかったんですよと言っちゃっているわけですよ、今。わかりますか。

小林市にも不手際があったように聞こえなくはない。小林市が本当に依頼されているのであれば、依頼文書があるはずですよ。依頼文書の提出を求めることと、小林市から来てくださいますようお願いして来ているところが、2日間一緒に行動しているんでしょう。少なくとも、向こうの市長は、市長のホームページの中で、当日の交際費、市長交際費を公開されていますから、そこで、大阪狭山市とは書いていませんけれども、新規事業の協議打ち合わせについてということで、折りを、お土産代を出されているんです。小林市長、こちらから訪問した職員と市長に対して、お土産代1,800円を支出して下さっているわけですよ。それはホームページから確認できるんですよ。誠意を持って対応してくれてはるんですよ。

そちらが請求書を出さなかったからといって、今回の旅費と宿泊費と、大阪狭山市が出してくれはったから、うちは出さんでよかったのかなと、そんなふうな判断しますか。依頼してはったんでしょ。出す用意してはるわけでしょう。お幾らかかりましたかと聞きはるん違いますか。逆に、向こうから領収書を書いているん違いますか、用意しましたよと。

また、その話をペーパーでもらってはりますけれども、またうのみにしてはるんですか。

4人で確認しました。じゃ、宿泊された宿泊先の領収書であるとか、飛行機のチケットですとか、そういったものの確認はされているんですか。

丸山高廣委員長

副市長、今、井上委員が言われている、小林

市に、質問では変えようと言われたわけじゃないですか。でも、その根拠というのが、文書であつたり、いろいろ、実際4人で聞かれたのが裏づけとなって、それを改めていいよという話になったわけですよ。

井上委員が言われているのは、依頼しているからには、依頼書も存在するはずですよ、会議を行う上で、会議通知みたいなのもあると思うんですよ。何の会議を行うために行くのか、公務ですからね。そういったことも含めて、ちゃんと小林市の支出をもって、今回行く公務として、私は認めましたという訂正を認めたのかということを知られていると思うんですが、いかがですか。

副市長。

高林正啓副市長

まず、当初、管外出張の命令簿兼報告書という様式の写し、皆さんお手元にあると思うんですけども、そのときの状況、当然信じて決裁をしておるわけでございます。

ただ、実際に小林市でしたというのは、私もせんだって再質問で答弁申し上げましたように、本当に最近、先日、本人からそういう申し出があって、初めてその事実がわかったところでございます。だから、復命書もなかったはずなんです、この部分については。

ですから、そのときに、先ほどの服務規程上の第19条の第2項があったように、変更等があった場合、あるいは書面がこういうふうに来るべきやけれども、変わったんですけども、今この手続中ですとかいったのを、当然そのときに情報としてまた相談を受けていたら、こういうふうなお答えではなかったと思うんですけども、現状的には当初の去年の4月12日、13日に行ったときの、あくまでも決裁上を信じて行っていただいたというところでございます。

丸山高廣委員長

すみません。根拠になる資料とか書類というのはないんですね。例えば、依頼書、招聘、そして会議の開催通知とか、そういった公務で行う際に必ずある書類等もあると思うんですよ。小林市にちゃんと確認もとっているとか、そういったことがあっての事実なんですね。

高林正啓副市長

井上委員の個人質問を受けましてから、政策推進部のほうから裏をとると、言葉は悪いですが、小林市のほうに確認もとらせていただいております。かつ、岡田のほうに確認しましたところ、実際、原本はまだ提示はございませんが、3人分の領収書は私が持っていますと。先ほど2万6,600円掛ける3人分の領収書は持っていますという情報を得ているところでございます。

丸山高廣委員長

すみません。会議の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

それでは、引き続きお願いいたします。

井上委員。

井上健太郎委員

私への答弁は6月15日だったかな。15日が個人質問なんですよ。6月13日に、小林市ではなく私が負担しましたと、岡田さんから確認してはるわけでしょう。確認した上で、小林市ですよという答弁をするわけですよ、第1答弁で。

副市長、わかりますか。

前々日に、小林市ではなく私が負担しておりますと、請求しそびれたので、私が負担しましたという報告を確認されているんですよ。それで、15日の答弁では、メルシー研究会は誤りでした、小林市が支出しましたと答弁されていたわけですよ。三井さんにさせたわけですよ。三井さんも、13日の日に岡田理事から、これは小林市から支出してもらうつもりやったん

やけれども、請求書渡しそびれたさかいに自分で出してしもうたんやという話を聞いているわけですよ。そのことを聞いている公務員である人が、そうでない答えをしているわけですよ。13日に確認した話と違う答えをしているわけですよ、議会という場において。

13日に確認できていたんでしょう。なぜそんな答弁をするんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

あくまでも、13日に確認したのは、メルシー研究会からというのは誤りで小林市ですよという確認をとって、そしたら、その証拠関係を当然出してもらわないといかんのと聞いたら、請求書を出すのを忘れていたとかありましたんで、とりあえず、まずは小林市であったということを担当から確認した事実は答弁しなくてはいけないということで、まず、小林市の誤りでしたというのはさせていただきました。

ただ、現在まだまだこの辺については調整中でございますので、正しい情報を知った上で答弁しなくてはいけないということで、あくまでも小林市であったという認識で答弁はさせていただいた状況でございます。

丸山高廣委員長

すみません。副市長の答弁自体がおかしいんですよ。皆さん、そう思われているので。議場での答弁も違うし、ここでの答弁も違うし、何かまた新たな情報が入ってきたり、井上委員の質問のときに、事前に行えることも出てこなかったわけですから、その辺が皆さんのこの旅費についても疑わしいなという部分があると思うんです。

それで、請求書を送るということですが、市から市に対して請求書を送るのが、果たして事務的に、副市長、どうお考えですか、そ

う言われたことに対しまして。

副市長。

高林正啓副市長

行政の立場同士で物事を考えますと、例えば実際、平成28年度分に該当しますので、普通出納閉鎖しておる状況ですよね。ですから、そういったところからいうと、非常に大阪狭山市側からいっても、支出は困難じゃないかということになります。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。

請求書を送るならば、請求書の決裁をするわけですよね。

高林正啓副市長

そうです。

丸山高廣委員長

請求書を送りますということの。それは、どういうふうにされるつもりだったんですか。小林市やったんですよね、実は。

高林正啓副市長

そうです。

丸山高廣委員長

実はメルシー研究会ではなくて、小林市であったと、小林市の支出であったと。その後、調査されましたら、実はまだ請求書を送っていないと、今の答弁でしたけれども、それならば、その請求書に対して、市として決裁を行わなければなりませんね。それはどうお考えなんですか。

副市長。

高林正啓副市長

当然、相手方市長から市長に対して出す書類になりますので、ノー決裁では絶対無理です。あくまでも、決裁を仰いで、相手も当然、それやったらオーケーですというのが本来のやり方でございます。ですから、それができていなかったというのは事実でございます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

申し訳ないんですけども、常識的に考えて本当に理解できないんです。

これ、平成28年4月12日、13日の出張でしょう。小林市が出すべきものであれば、小林市自身が絶対きちんとした請求してくださいとかいうものを、そのときに言うはずですよ。

岡田さんが立てかえて、請求するのを忘れたというのは、すぐ気がつきますやん、普通は。だから、それを本当に小林市が負担をしなければならぬ目的であったのかどうかという疑問がまず出ますね、これ。ちゃんとしたそういう目的がはっきりしておれば、市の行政として、相手が、例えば招待をしたのであれば当然、市が負担しますということになりますし、会議の中できちんとお互い話し合っ、小林市が出すものだという何か約束事があれば、それはそういう一つの約束事が何かの資料に明記されていると思いますので。

けども、1年以上たってから、忘れていたんですと、今から請求しますとは、普通では成り立たないでしょう。民々でも、1年以上あれしたら、時効になってしまうん違うのか、全く請求しなければ。だから、もう信じられへん。

だから、まずはっきりしてほしいのは、小林市に行った目的、それで小林市が負担をする明確な理由があったのかどうか、その点、まずそこが大事というか、知らしてほしいです。それがないと、後の判断ができません。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

今ちょっと事実関係といたらあれなんですけれども、6月13日に先ほど副市長が説明しましたように、岡田理事のほうから聞いておりま

す。その段階では、小林市が負担するものということで、出納閉鎖のこともあるんで支出はちょっと難しいんで、今、小林市のほうと岡田理事のほうで調整しているということで本人からは聞いております。

ただ、その後、個人質問の後、ご本人に4月12日、13日の行程の問い合わせとか、こちらから小林市のほうにも問い合わせさせていただいております。その中で、出張費の井上委員のご指摘のとおり、負担はないという事実を聞いておりますので、今その事実確認をしようと、今週頭なんですけれども、ご本人に確認しようと思ったんですけれども、休暇に入られているんで、できていないような状況ですので、こちらにつきましては、今そういう形でそこを来しているような状況もございますので、きちんと調べた上でご報告させていただきたいと思っております。

丸山高廣委員長

すみません。ちょっと今、不思議な点があったのが、一担当の職員が、市に対して請求書を送る云々のことを交渉しているわけですよね。しかも、そのことについて本市として何の、副市長としても何の決裁もおりていないことに対して、今度、交渉しているわけですよね、その請求に対して。こういうことが行われること自体が、組織としてどうなんですか。

それ、もし請求されるなら、また請求されるで、副市長も早急に小林市に対して請求しなければなりませんよね。違うんですか。

副市長。

高林正啓副市長

まずは、その請求、今、根拠があるのかとおっしゃいましたように、当然、本人のほうからは、根拠があるからこそ請求を出すのを忘れていたということを行っているんだと思うんですけれども、その辺の確認がまだ最終的にとれて

おりませんので、ぜひとも本来請求して、もらえる旅費を、あるいは宿泊費をいただける本来の手続を怠っておったというのは、本人から確認がとれましたので、当然、原点に戻って、その辺の手続を今の段階ですぐできるのか、できないのか。できなかったらどうなるのかといった点を今調査、調整中でございます。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。

そうじゃなくて、組織、自治体として、請求されるんでしたら、個人に任せるんじゃないくて、市として請求することについて、相手先にちゃんと確認をとらないと、一個人が忘れていた、忘れていないの問題ではないので。

それだけです。

北村委員。

北村栄司委員

13日に、岡田氏に事情を聞いたわけでしょう。そして、もう1年過ぎてからそんな話で、実際に小林市に請求できるのかどうかというのは、事情を聞いたらわかりますやんか。だから、そのときに副市長がおったんやったら、どういう理由で請求できるのか、どういう中身で行ったのかというのは聞いていないんですか。

岡田氏から事情を聞いたんでしょう。普通、聞いてそこでそういう話やったんかと、それやったら請求はちゃんとできるなど判断したんやったら、これはもう今やったら市長名でせんとかあんの違うのか。

(「そらそうや」の声あり)

だから、一個人がやるんじゃないくて。何か事情を聞いたんやったら、本当に請求できる内容であったのかどうか、そのときの出張の目的は、内容はどうだったんかというのを、そのときにきちんと聞くことできるじゃないですか。

そういうこともせずに、岡田氏の言い分だけを聞いて対応しているということになるんです

か。おかしいですよ。

丸山高廣委員長

そうですね。相手先の議会もあるわけですからね。議会でそういう予算も承認されるわけですよ。改めて、補正予算を組むのかわかりませんけれども、そういった事態にもなりかねないですよ、請求されるということは。それも、相手先のことも考えて、そういったことを正しいと思われているんですか。

副市長。

高林正啓副市長

基本的に正しいということは言えないと思います。はっきり言いまして。

ただ、残念なのは、今ごろになってそういうことを述べられたことに対しても非常に遺憾ではあるんですけども、そやからいうて、本来請求すべきところを忘れていたということは、当然手続はしていないということになりますので、その辺がちょっと私としても情けないところになっています、正直申し上げまして。

丸山高廣委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後5時05分 休憩

午後5時16分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

井上委員。

井上健太郎委員

ちょっと副市長のお答えも大概なんですけれども、4月12日、13日両日の内容です。小林市で会談をされている、それから小林市で何かしらの施設見学なりをしているはずなので、その日程について少し確認させてもらって、そのことについてもう一度質問させてもらっていいですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

岡田理事のほうからお聞きしておりますのは、4月12日なんですけれども、先ほどご指摘ありましたように、お昼の飛行機で伊丹発で宮崎空港のほうに2時に到着しております。その後、車で移動されて、小林市長のほうと4時20分から5時半過ぎまで打ち合わせをされたということでお聞きしております。

翌日につきましては、小林市内の施設視察ということでお昼までされて、その後、研究会の企業、挨拶、打ち合わせということで3時に終わられて、5時25分の宮崎空港発の飛行機でこちらに帰阪されております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

小林市内の施設、2日目ですけども、施設見学、施設視察と企業訪問ですか。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

はい。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

企業訪問とあるんですけども、グリーン水素シティ事業関連事業研究会等々で宮崎県にご縁がある企業というのはどちらになるんですか。名前がわかたらお答えいただけますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

共立電機かなと思います、今で言えば。

この内容につきましても、まだ研究会、企業挨拶としか書いておりませんので、いただいてから本人にちょっと確認をしたいところであったんですけども、先ほども申しましたように、

休暇に入っておるので確認できておりませんので、その部分については確認した上でご報告させていただきたいなと思っております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

小林市ではないのじゃないのかなという気がしています。小林市がこれだけ丁寧に答えてくれているわけです、文書公開について。ここにはつけていませんが、附箋紙をつけて、別の私へのメッセージもつけてくれてはっているんです。それは、私への私信なので公開していませんが。

非常に丁寧に大急ぎで、即日で電話をくださいました。ありませんよと。ないのでは困りますので、何かしらありませんかと言ったら、この備考欄に書いてある打ち合わせ模様の写真がありました。これしかありませんけれども、こんなんでよろしいですかということで、これが文書として認められるんだったら送ってくださいというふうにして、公開くださいとお願いしたような次第です。打ち合わせ内容について、大阪狭山市のことなので、先方さん大事ですからということで公開できませんとまで言ってくださっているんです。その市が悪いかのようになってしまっている答弁については、どこかの機会で訂正する機会があると思いますので、訂正と同時にその折には謝罪をしていただきたいなと思います。でないと、小林市に対して失礼過ぎると思います。小林市の担当はこちらに来られている方でもありましたので、研究会の折に、お名前が一緒でしたので、続きましたので、なのでそういうことも含めて、一対一のご縁もあるわけじゃないですか、そんなこと本当に大事にしないと罰が当たりますよ。そこを丁寧にしてください。

それから、小林市の支出については、秘書課

の方が今、簡単に休憩中にちょっとコメントいただいたんですけども、正確に、正式にここで、市長の小林市の出張について支出がない旨の説明いただいたことを委員会内で答えていただいてよろしいですか。先ほどのことになるんですが。

丸山高廣委員長

担当。

堀 慶祐政策推進部秘書グループ課長

ただいまのご質問でございますが、平成28年4月12日、13日で、宮崎県小林市のほうに市長に出張していただくということで、当時、グリーン水素シティの担当グループのほうからご依頼いただいて、日程調整のほうをさせていただきました。

あと、日当旅費等に関しましては、担当グループのほうで賄うというような形でお聞きしておりましたので、秘書グループの予算として、市長に対する旅費等の支出はございませんというところでございます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

市長も同行された旨の出張旅費について、市長のことについてお答えいただきました。

職員2人のことにつきましては、小林市ではなく、本人が今立てかえ払いをしたままであるという状況であること、このことは、出納閉鎖も終わってしまっているこの時期において、手続のしようがなくなってしまうということ、本来公務であって公費で支払われるものであったのならば、大きな問題だと思えますし、これが私の自費で行かれたことであれば、逆に出張旅費、わずか5,000円ですけれども、2人分で1万円を支出していることが、公金を出すべきものでないものに出していたことになりか

ねないことになります。

副市長、本当、この決裁をしたあなたの責任の重さ、大概なんですよ。先ほどのグッドセンター関連の関係もそうでしょう。2月にグッドセンターに変わり、4月に宮崎県小林市に行かれ、グリーン水素シティ推進研究会の企業と会われているんですよ。話のつながり見えましたよね。

あなたの責任は物すごい重たいですよ、この決裁したことに対して。ご自身の処分も含めてですけども、先ほどの白紙の契約書の件もそうですけども、非常にあり得ないことやと思っていますよ、公務員として。市役所の仕事として、あり得ないことが起こっているということに対して示しをつけていただかないと、若い職員たちにもいいことにはならない。反面教師になっているわけですから、きちんとした対応をしていただかないといけないことになっているんじゃないかなということ、意見としておきます。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

先ほど言いましたように、個々についてはいろいろ問題があると思うんですが、それはそれとして、先ほどのように、振込先を別のところにやるとか、そういうのも物すごく重要な問題なんで、本当にきちんとやるべきやし、ちゃんと責任とってもらうところはとってもらわなかんと思います。

それで、私が言いたいのは、この間、配っていただいたやつのため池等太陽光発電モデル事業に関する相関図ということなんですが、これはきちんとした契約関係のものを明示してもらうと。

それと同時に、これは余談ですけども、相関図というような表現を、これ出てきたんで、

私の個人のあれですけども、大体男女不正のあれとか、相関図、変なやつのを相関図と言うんですよ。だから、これやったら、係る契約書の関係のあれとすべきで、こんなものを男女が何かの不正交友みたいな相関図みたいな、そんなことを思い出させる表現はやめるべきやと思う。もう一つ.....。

丸山高廣委員長

小原委員、よろしいですか。小原委員の個人的な見解ですね。

小原一浩委員

まあ、見解。はい。

それとグリーン水素シティ事業推進研究会脱会の届け出書がついてあるんですが、これシナネンさんですよ。11月15日に何か司会やってはるんです。それで、いろいろやって、たくさん来ているような感じなんですが、その人が2月1日付で会長やめますと。これ、皆さん、グリーン水素シティもそうだし、市長とか副市長どない考えているのかなと思うんですが、脱会の理由として、市が前面に立たない事業、会運営に不明瞭さがあると、こんなことを書かれて何とも感じないんだらうかと、ばかにされていますよ。

市が前面に立たない事業は、一番最初から市では投入しない、私は人件費も含めてといつもかねがね言っているんですが、そんなことでうまくいくかどうかというのを。しかし、その言葉につられてか何か知らんけれども、ようけて、3回やっているんです。皆さんの意見を吸い上げてSPCとか何かでやりますということやけれども、11月15日に総会をやって、また新しい人が入ったかもわからんけれども、今はもう6月の末ですよ。7カ月も何もやっていないじゃないですか。

ただし、残っているというのは、これはまたどうかなと思うんですが、国の依頼でというか、

補助金を900万円か1,000万円か取ってやったバイオ発電所というのが残っていますけれども、これは、こんなやつたらまた大変だなと、だからいろいろまた研究せないかんと思っていますが。

正直言いまして、こういうふうな、会長がこんな文書で届け出てきて、それをまたどうするかということも考えずに、まだ、グリーン水素シティの推進事業をどんどんやろうとしているのか、もちろん、立ちどまっていることではあるけれども、もっとシビアに考えるべきやということを言うときます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

一つ気になるのは、副市長、地元の池之原との協定書になるんですか、覚書になるんですか、それはわかりませんが、地元との何らかの取り組みを、あす、するというふうにお答えになりましたね。メルシーと地元と、池之原の。

実態は、メルシーというのは実際的な権限は持っていないという現実が明らかになっていますでしょう。グッドセンターコンサルティングが実質持っているということであれば、メルシーと地元との何らかの取り決めというのは、それは地元住民に、こういう事実をきちんと話をされた上で、それを理解した上で結ばれるのかどうかという疑問がありますよね。それで、メルシーと結んでも、実質は、その契約取り決めそのものが成り立つのかどうかという疑問もあるでしょう。

それで、こういう事実を地元にはきちんと報告された上で、あした、それを結ぶという話になっているんですか。

丸山高廣委員長

それ副市長知っているでしょう。

副市長。

高林正啓副市長

私のほうは、昨年の12月と3月に社長に実質かわらざるを得ないということで行かせていただいて、そのときにグッドセンターコンサルティングが実質の所有者ですよといったことは一切、その場では私のほうからは言っておりません。

ただ、池之原の水利組合、地区会としては、メルシー for SAYAMA株式会社、何ぼ市の出資法人であっても、倒産という、言いたくはないけれども、そういったことも考えられるので、どのように最終的に、何かあったときに、メルシー for SAYAMA株式会社にどのように対応するのかといったことも、当然、契約書、基本協定なり覚書の中にも反映するように努力してほしいというのを受けて、メルシー for SAYAMA株式会社として、その辺は十分反映できるような条文にいたしますということで、あすはその内容を含めて締結する方向で、社長とそれから社員が行くというように、担当の吉田部長のほうから聞いております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

メルシーとはあくまでもするわけですよ。事実は地元の人たちには知らせていないと。メルシーが何らかの形で倒産した場合は、何らかの対処ができるような中身にしましょうと。どんな中身で結ぼうとしているんですか。

それ、今のままで結ぶということになれば、ちょっと私たちがいろいろ聞いた中で、そのまま結んでいいですよというふうには言えない。もう少し、もう一回立ちどまってよく考えたほうがええということになると思うんですよ、今の状態では。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

今、メルシー for SAYAMA株式会社のほうからは、その覚書、基本協定書案がとれた形で結べる状態に、地区と水利組合になったので、22日を設定させていただいたという報告は、市として受けております、会社から。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

だから、きょうのこれまでの、今までのいろんな論議を通じて、そういう形で結んで問題ないですか。

住民には事実を知らせずに、結ぼうとしているわけでしょう、現実問題として。

丸山高廣委員長

副市長、どうですか。

副市長。

高林正啓副市長

今、担当もその辺の今回の関連図でも整理が必要ところがまだまだ残っておるといことがございます。そういったことも並行してやりながら、環境を整えざるを得ないのかなと思っております。

丸山高廣委員長

すみません。環境というのは何ですか。

高林正啓副市長

この関連図の契約の中で、市とメルシーとがまだ基本契約とか結んでいないですよ。あくまでも、今はこの関連図で、現況が今の関連図でしかない。ただ、当然、水利とか財産区等々で契約行為まで至っていないので、そこがまだ空白にもなっていることを担当が申しあげましたけれども、ですからそういった意味で、当然……。

丸山高廣委員長

そんなことじゃなくて、水利と契約、あしたされるわけですよ、協定でしたか。それを北

村委員が、このような状態で果たしてできるのですかということ、問題がないのですかと聞いているんですよ。関連図で水利が抜けていましてとか、そんなことは聞いていないんで。

問題がないんですか、こんな状態の中で。地元の方は、グッドセンターの実情とかご存じじゃないわけですよ。それを北村委員は心配されて、今、副市長、本当に大丈夫ですかということ聞かれていると思うんです。そのことに全然お答えになっていないので、どうですか。

高林正啓副市長

あくまでも、メルシー for SAYAMA株式会社のほうで、市も当然出資法人で絡んでおるんですけども、そこで総合的に判断をした結果、契約に至る条件が整ったということ聞いておりますので、ある面で心配はあるというのは否めませんが。

丸山高廣委員長

問題はあるんですか、問題ないんですか。

高林正啓副市長

問題はあるということは聞いておりませんので。

丸山高廣委員長

副市長のご見解ですよ。

(「副市長に聞いているわけですからね」の声あり)

人ごとじゃないですよ。

(「だから市の担当を含めて相談をしてももらいたいんですけども、どうですかという」の声あり)

どうなんですか。

高林正啓副市長

その辺は、私の今の形で結論は出すものは持っておりません。ですから、今、北村委員おっしゃったように、やっぱり内部としては、市としては調整をさせていただかないと、まだまだ……。

丸山高廣委員長

それやったら契約できないですよんか。

鳥山委員。

鳥山 健委員

さっきも僕は言ったと思うんですけども、メルシーは何も担保持っていないんですよ。メルシーは市の100%出資だけで、ここは何も持っていないんです。池を持っている人たちの池の底にアンカーを打たれているんです。だから、アンカーを打ち込まれている所有者が、お金を動かしているこっちと、絶対挟み込んでおかないと、ここのメルシーはあと責任とれないはずなんですよ、ここの契約だけでは、そこを心配しているんです。

だから、前々からお話ししているのが、業務委託基本契約書であったりとか、要するに所有者は誰ですか、どうするんですかという、そこ等をきちんとしたものを押さえ込んでおかないと、次の契約にはいけませんよという話を担当部局にもしていますし、メルシーの人にもしているんです。でも、あしたかあさってかちょっとわかりませんが、文書だけのメルシーと水利がやると、ここに担保がないわけです。ここを引っ張る方法をきちんと押さえおかないと、僕は不安だと思えます。

一応意見として言っておきますけれども、それを多分、今、北村委員も感じとられて言われているんじゃないかなと思います。

丸山高廣委員長

副市長、ここまで、鳥山委員も北村委員もご心配されているわけですよ。それはなぜかといったら、市民の方とか水利の方に対して不利益があったら困るということで、あくまでも、市なんですから、市として、そういったことを問題ないとは言えないんじゃないんですかということですよ。

問題あるんですか、問題ないんですか。

副市長。

高林正啓副市長

課題となっております3社の契約がありますよね。できていないというやつ。

丸山高廣委員長

3社……。何ですか、3社とは。

この説明がすぐできない時点で、契約とかいうのが、まずできないんじゃないんですか。

3社というのは、大阪狭山市とメルシーとグッドセンターですか。それぞれ違う契約をしていますよね。

副市長。

高林正啓副市長

大阪狭山市とメルシーとのまず基本契約ができていない。まず、これを調べなくては行けません。あわせて、メルシー for SAYAMA と実質所有しておりますグッドセンターコンサルティング、そして、保守管理をしております共立電機製作所、その3社の覚書とありますが、契約とありますが、その辺をきっちり構築しないと、せっかく契約しても何かがあったときの対処ができないということになりますので、その辺の契約環境がまだ整っていないというのは事実でありますので、あわせて、今メルシーのほうが取り組んでくれているところがございます。

丸山高廣委員長

それが問題あるん違うんか。

北村委員。

北村栄司委員

そしたら、今説明していただいたとおりですよ、まだ整っていないと。整っていない中で、地元と協定を結ぶというのは、メルシーが結ぶというのは、それは成り立たないというか、しないでほしい。ちゃんと整ったことをきちんと地元にも説明をして。グッドセンターコンサルティング、あるいは共立電機が実質運営、

そして権限を持っているということ自身は、説明していないわけですね、地元には全く。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

市からは、しておりません。ただ、メルシーがどのように、4月1日以降、その話をしているかというのはちょっと確認はとれておりません。

丸山高廣委員長

すみません。質問の途中なんですけど、小原委員、タブレットを使うのはちょっとやめてもらえますか。委員会では、タブレットの使用は禁じられているので、よろしく願います。

北村委員。

北村栄司委員

メルシーがしているかどうか分からないというような状態で、市が判断できない状態では、それはできていないと思うんですよ。ちゃんと市が確認をした上で、地元として、市民と結ぶわけですから、市民の利益を守るというのは市の行政としてやるべきことですから、そのことはきちんと確認をした上で結ぶようにということで、メルシーには指導するべきです。

ですから、あしたの契約は、まず、こういう状態をきちんと説明をするということからして、あしたの契約はしないという方向で指導してもらいたい。こういう事実があるんですということをちゃんと示して、もう一回、地元でも検討してくださいということを行った上で、検討する時間もちゃんと持ってもらった上で、そして、メルシーと結ぼうとしている中身が自分たちの納得いくものであるかどうか、その判断ができる期間はちゃんと保障してください。保障するようにメルシーには指導してください。

そうでないと、あした結ぶということについては、私たちとしては、それはいいですよとい

うふうには言えない。そのことは意見というか、言っておきたい。地元にはこれは言わなあかん。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。

先ほどの北村委員に対しても答えてください

ね。

西野委員。

西野滋胤委員

一番初め、私の相関図のときの質問について、私のほうで取り急ぎしてくださいと、契約のほう急いでくださいと言ったんですけども、本日等も踏まえて聞かせていただいた上で、まずは整理をしていただいて、しっかりとしたものをきっちりと事業事態を把握された状態、または契約できる状態にしてから締結をしていただきたいと思いますので、一番初めに急いでと言いましたけれども、急ぎはしていただきたいですけれども、しっかりと精査した上で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願います。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

すみません。今の議論を聞いていまして、あしたの契約は非常に難しいんじゃないかなと思っていますけれども。

教えてほしいんですけども、これから暖かくなって行って、濁り池、毎月100万円ぐらい売電収入が上がっていきますけれども、これは、地元水利、財産区と契約を結ばない間にだんだんたまっていく、いったら共立、グッドセンターが上げていく利益というのは、過去にさかのぼってきっちりいただけるんですか。

丸山高廣委員長

いかがですか。担当でいけますか。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

きちんと契約が調った段階でお支払いするということなんで、その分は、お支払いできていない部分はプールというか、ためておくということで聞いております。調った中で出すという、出すといたらおかしいですけども、お支払いするという確認とれています。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

プールしていただいているということなので、逆に、そこは拙速にならずに、まずこの相関図をあした見せていただければと思います、地元水利、財産区に。そしたら多分びっくりしはると思うんで、もう一回話を、多分もっと詳しく教えてくれという話になると思いますのでお願いいたします。

丸山高廣委員長

副市長、北村委員の件はどうですか。

松尾委員。

松尾 巧委員

これまで、地元の方、池之原もそうですし、大鳥池についてもそうですけれども、市がいろいろかかわって説明してきましたよね。それから大分と内容が変わってきているわけで、その都度、いうたら、こういう論議した中身とかをその住民の皆さんにちゃんと説明しないと、それを知らないまま結ぶというようなことになったら、これはもっとえらい問題になってくるというふうになりますので。

だから、先ほど言われたように、ちゃんと担保ができるような条件というか、環境を整えてから結んでいくということをしないと空約束だけになってしまうということにもなるし、市民の方にきちんと経過とか今の実情、現状もきちんと説明して納得してもらおうというようなことを手だてとしてちゃんとやらないことには結ぶというふうにはなかなかならないと思いますの

で、その点は特に、メルシーでいかれるんだったら、メルシーの方に強く指導してほしいなというふうに思います。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

契約を地元と結ぶとかいう問題になっていまずけれども、実際、先ほど35万円というのを聞いたけれども、グッドセンターコンサルティングからか共立からか知りませんが、お金、売電のやつが振り込まれたやつを何%もらうのかとか、幾らもらうという話にはなっておるんですか、お金の問題ですけども。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

基本契約書上は、最低35万円はキープするというか、保持するというので、それについては、それはメルシーのお金です。地区に入るのは、池之原は150万円で、大鳥池については4地区あるんで、各年間200万円ということで聞いておりますので、小原委員がおっしゃっている35万円というのは、メルシーに入る毎月35万円ということです。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

基本的には、メルシーに直接入るのか、それと地区に直接入るのか知りませんが、市として、またメルシーとして、今現在の所有者とどんな契約で、例えば、売電のうちの15%をもらうんだとか、そんな契約になっているんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

平成28年7月29日の契約書の中では、そのようにうたって、何%という明記ではなくて、第

7条に、月額事業実施者の経費については月額35万円税抜きを最低確保するものとするということであっているだけです。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

35万円になっていたのかどうかというのは、検討もされたんですか。例えば、変な話ですけども、業者が保守も含めて、保険も含めて、いろいろでやるんやけれども、ぼろもうけしていて、分け前をちょこっともらっているというようなことではないんでしょうな。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

恐れ入ります。既に私の段階では結ばれておりましたので、その中身の精査についてはちょっと確認いたしておりません。

丸山高廣委員長

いいですか。

小原委員の質問だったんですけども、その前に各委員から、北村委員とか、鳥山委員、西野委員、そして須田委員、松尾委員からも、この状態で契約すべきではないのではないかということを強く言われていますし、恐らくこの委員の中の皆さんそう思われていると思うので、副市長、そのことについて、どうされるのか、具体的にお答えいただきたいんですが。

高林正啓副市長

まず、この関連図の内容を4月1日以降、メルシーとして社員が今2人になっておりますけれども、そのほうが最終の詰めを、例えば、池之原とかやった中で、どこに説明したかという確認がとれていませんので、まずその確認が必要です。あわせて、今回、特別委員会でのように出ておりますことは、当然、不安要素となっておりますので、そこをどう解決するか

というのを指導させていただかないといけないと思っております。ですから、あくまでも、ちょっとその件はあくまでも、あすやられるということですので、きょうも……。

(「もう連絡とれへんで」の声あり)

あす一番にメルシーのほうにはその旨を伝えさせていただきたいと思っておりますけれども、その段階で、実は全部これを説明したのか、いやしていないんやとかなれば、今回の不安要素をどう払拭するかというのを当然確認していかなくてはなりません。業者との基本的な契約がきちり今調いつつあるのか、ないのか、また、どこまで進んでいるのかといったことも含めて確認をしないと、今の段階では何とも言えない状況になると思います。

丸山高廣委員長

契約するんですか。どうするんですか。

何かプロセスはわかったんですけども。

高林正啓副市長

一応指導はしておるんですけども、まだそれに至っているといった情報は一切入っておりません。

丸山高廣委員長

そんな情報がなかったら、契約。だから、皆さんそう言われているわけじゃないですか。そこが答えになっていないんで、契約はされるんですか、されないんですか。メルシーは100%株主ですよ、市が。

ここまで議会で、多くの委員からご指摘されているわけですよ。それを全く考えずに、いや契約しますと言い切れるのか、それとも、いや、一度そういったことを情報をちゃんと地区の方に、水利の方にも言わしていただいて、丁寧に対応させていただくとか、ですので、今の状態であしたの契約なんていうことはまずあり得ませんというのが皆さん求められているのかと思うんですが、いかがですか。

副市長として、行政ですから、行政としてそういった状態を議会からいろいろご指摘を受けていて、この契約についてどうですかということなんですから、そこだけお答えいただけたら皆さんご納得いただけると思うんで。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

100%出資しているのが市やから、だから、市として当然にあしたの分はまずストップさせるということが大事だと思います。

それで、ちょっと私は個人的に、副市長。副市長は池之原の地元ですから、もともといろんな話し合いの中に副市長としても参加していたという経過がありますよね、今まで、地元との話し合いの中で、一緒にその場において話し合いに、メルシーと地元の話し合いの中に入っていましたよね。

高林正啓副市長

12月と3月の2回です。

北村栄司委員

あったでしょう。

だから、そのメルシーの代表というわけにはいかないんですけども、この事情を知っている副市長は地元の住民ですから、一住民として出席することは可能ですよ。それで、委員会の中でこういう話も出ているので、実はこういう経過、事実があるんですということを言った上で、あしたの契約についてはちょっと保留しましょうと、地元の一住民として、事情を知っている一人としてそれを述べると。メルシーとの話し合いはすぐに朝一番でもらって、私もそういう形で地元として出るからと言って、まずとめたほうがいいですよ。

副市長として出るとなれば、ちょっと問題もまた言われるかもわかりませんが、一住民として出ることはできますから、今までのか

かわりもありますから、そういう決断をしたらどうですか。

丸山高廣委員長

どうですか、副市長。

副市長。

高林正啓副市長

あくまでも、やっぱり個人というのはなかなか理解はしていただけないので、やっぱり何ぼ住民の立場であると言っても、あくまでも、副市長というのは優先的に地域住民の方も見てらっしゃいますので、そういう今の私の気持ちとしては、なかなか、はい、そういう立場で行きますということはご回答できない状況でございます。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。

契約は結ばれるんですか。結ぶようにいくんですか、そこは。

副市長。

高林正啓副市長

あくまでも、現時点で発注、要するに契約の相手方である、今回契約しようとするメルシーの代表と、それから地区の代表、水利の代表が集まる日を調整したのがあすの夜になっていきますので、その段階でトップのほうがそれでいくんだということを決められたことはやっぱり私なりには尊重しておるんですけども、この議会のやりとりの中でのことは当然お伝えはさせてもらわないけませんし、私の立場で今の段階で、代表に対してこういう状況ですからやめといたらどうですかということは言っても、最終的には判断するのはトップになりますので、ちょっとそこは何とも言えないような状況に、私は今の時点では思っております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

そしたら、副市長の立場で、きょうの論議を聞いた上で、代表にはそういうアドバイスというか進言してください。それはできるということですから、してください。

それと、今この論議も多分、市長自身はメルシーの代表という立場か、市長という立場かわかりませんが、音声傍聴されているんでしょう。事情はわかっていると思うんですよ。だから、事情も含めて、副市長の立場で助言してください。

それと、言いたいのは、やっぱり住民に事実を知らせずに結ぶと、簡単に言ったら住民をだました形で結ぶようなことは絶対あってはならないと。今までも、このため池関係だけを見ても、非常に市そのものについて不信感を住民は持っていますから、だから、改めてまた不信を拡大するような内容だけは絶対にとらないでほしいということなんです。

だから、そういう点でいえば、事実をちゃんと地元で報告しない中で、もし結ぼうとすることであれば、これは断固、私たちはそれは反対をします、その点はよく理解した上で助言をきちんとしていただきたいという、これも意見にしておきます。

丸山高廣委員長

よろしいですか。

北委員いいですか。

(「いいです」の声あり)

すみません、ということで、契約については非常に慎重にならないといけないというご意見があったと思いますので、今回の委員会の委員の皆さんのご意見をしっかりと代表の方にお伝えいただきまして、あくまでも、契約をするということにはなっていないと、議会の中では、そういったことをきっちりお伝えしたいと思っています。

最後に、私から1個だけ気になる点があった

ので、そこだけ聞いて、今回のまとめに入りたいと思いますので、先ほど、小原委員のほうからありましたシナネンの脱会届が出ていたんですが、不明瞭ということで、市として、すごいそういうことを言われるのは非常に申し訳ないような感じになるんですが、この不明瞭という言葉一言で終わっているんですけども、これには非常に複雑な理由があると思うんで、ましてや会長の、シナネンという研究会の会長でしたから、この不明瞭ということについては何か聞いておられましたら、この場で言っていたまじまじ、後はまとめさせていただきたいと思っていますのでお願いします。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

この資料をいただいてから、きのうですか、この件でちょっと問い合わせしたんですけども、ちょっと担当の方が捕まっておられないので確認はまだとれておりません。速やかに、それはまた別の方に今問い合わせして確認中でございますので、しばらくちょっとお時間いただきたいと思います。

丸山高廣委員長

じゃ、それはしっかり不明瞭という言葉について調べていただきますようお願いいたします。

それでは、まとめさせていただきたいんですが、先ほど旅費の問題でいろいろ答弁においても、支出のことについていろいろわかりにくい部分がありましたので、グリーン水素シティ推進事業に係る旅費等についての調査チームを一度設置していただいたらどうかと思います。

まず、管外出張命令文によると、宮崎県小林市への出張により、運賃、宿泊費が、当初はメルシー研究会の支出であったとなっていました。ところが、このメルシー研究会とは誰かという質問に対しまして、小林市からの支出の間違いであったということがご答弁ではありました。

今回のご答弁では、それにさらに請求をするのを忘れていたというようなご答弁もありました。

しかし、小林市によると本市への運賃、宿泊費について不存在と、先ほど井上委員の資料からも確認できますように、このような状態となっております。そして、4月12日、13日の2日間の公務内容も、例えば、企業とか小林市とかというのは出てきたんですが、内容自体が不明な点もありますので、本市として、宮崎県小林市への出張について調査する必要があると感じます。小林市が運賃、宿泊費を支出されているのであれば、一体、支出された根拠もわからなければなりませんし、実際にそういった書類もあるはずですが、しかし、小林市に請求し忘れたとかさまざまな発言がある中、それでは一体誰が支出されたのかという点で、この辺も本人が支出したとのことですが、実際にそういった領収書も存在しませんし、本人の発言のみの、まだ確認になっておりますので、その辺はしっかりと調査する必要があります。

このようなことから、宮崎県小林市のほか、グリーン水素シティ推進事業に係る旅費等について調査する必要があると思います。先ほども言いましたが、現在のグリーン水素シティ事業推進室の調査だけでは限界がありますので、ぜひとも本市として、財務、人事等も含めた調査チームを早急に設置していただきまして、詳細を調査する必要があると考えております。

こちらは、しっかりと市のほうで調査していただきたいということを申し上げたいと思います。副市長、この点についていかがでしょうか。

副市長。

高林正啓副市長

今、申し言っていただきました財務、法的な問題、そして人事的な問題も含めまして関係部署といたしましては、政策推進部、それから総務部、このメルシー for SAYAMA、ある

いはグリーン水素シティ事業を所管するグリーン水素シティ事業推進室、その部署がまずは軸となって、徹底的に全担当も含めて調査しながら、また相手の小林市もあることですので、その辺を調査して事実確認を行いながら、まとめ次第、報告をさせていただくというような手続に入りたいと思います。

丸山高廣委員長

今、副市長のほうから、調査チームについて設置を行うということが確認できました。ぜひとも、調査チームにつきまして、本会議中に構成メンバーと調査内容について具体的にご報告いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。いけますか。

担当。

田中 斉政策推進部長

これ反問になるのか、わかりませんけれども、先ほどの小林市の旅費の出張の件については、詳細提出書類等のご提示いただいたんですけども、その他の管外出張等についての詳細調査というひとくくりのご発言だったんですけども、実際どのようなものをご提出させていただければいいのかというのは、こちらで判断させていただければよろしいのでしょうか。

丸山高廣委員長

今、質問があったんですが、実際に本当に、本来であれば、そういう命令書があって行っているならば、行っている公務として成立しているんですが、小林市の件があったので、あと、復命書の確認等ですと、例えば、宮内庁に行ったがキャンセルであったとか、いろいろ実際にどういったふうに公務として出張されているのかというのでもまずわかっていませんし、本当にそこに行って何を話をして、どういったことを持って帰ってきているのかとか、市として行っているわけですから、そういったことを整合性も含めてしっかりと調べる必要があると思

ます。

例えば、先ほど副市長のほうが、帰ってきたら実はオークラじゃなかったとかいうことで、それで済まされるのかとか、そういったことも非常にあると思いますので、行っていないなら行っていない正式な理由とかも必要ですし、市としてきちりと市民の皆さんに聞かれて、議員の皆さんからも聞かれましても答えられるようにしていただきたいということで、調査もしていただきたいと思います。

その調査の内容については、一定お任せいただいて、また内容について聞きまして、再度こちらからまたお願いするかもしれませんが、まずは調査チームを早急に設置していただいて、調査する内容についても本会議中にご報告いただきたいというのが委員会からとしてのお願いかなと思います。

北村委員。

北村栄司委員

担当から提出していただいた平成28年度グリーン水素シティ事業推進管理事業における管外旅費の執行実績というのをもらっているんですけども、この中で例えばグリーン水素シティ打ち合わせということで、名前も出ていますのでそのまま言いますが、西尾氏、岡田氏、それに古川市長、この3人が宿泊で出張しているのがかなりあるんですよ、3人がそのまま。果たして、本当にこの中身が3人がそろって行かなくてはならないような中身であったんかどうかというのは、ちょっと疑問があるんです、これだけを見れば。だから、そういう内容についてもちゃんとどういうことで話に、そういう3人がそろって行かなくてはならないような中身であったのかどうかというのがわかるような資料は出してほしいなというふうに思っています。

丸山高廣委員長

よろしいですか。いいですか。

副市長、よろしいですか。

副市長。

高林正啓副市長

今、いろいろご提案をいただきましたので、まずは項目整理、どのような内容を調査すべきなのかというのを整理いたしまして、それに基づいて調査をし、できましたら整理した段階で、議会のほうに提出をさせていただくという段取りでお願いしたいと思います。

丸山高廣委員長

まずは、構成メンバーと調査内容について、本議会中にご報告いただくということでよろしいですよ。それはいけますよね、メンバー等。

副市長。

高林正啓副市長

まずはその手配をすぐやらせていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

はいわかりました。ありがとうございます。

ほかに質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないですか。ないようでございますので、質疑等終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後6時04分 休憩

午後6時16分 再開

丸山高廣委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。市当局に提出を要求する資料についてご意見をいただきたいと思いますが、ご意見ございませんか。いかがですか。

もしあれでしたら、私のほうからいいですか。

先ほど言われていました相関図を、大阪狭山市を入れるとかさまざまな意見があった分ですが、相関図をもう一度構成し直していただいた

分と、あと、関西電力に対して大阪狭山市が契約は行っていると思うんですが、それらの提出していただいている資料、それをそろえていただいて、もう一度提出いただくと。また、その中の説明も含めてお願いしたいということです。資料については、先ほどいただいている分もありますので、以上でよろしいですか、追加資料。

それと、日程のほうなんですが、次回の日程をお諮りしたいんですが、日程につきましては、次回の特別委員会ですが、6月26日月曜日、本会議終了後でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。じゃ、それでは、そのように決定いたしたいと思います。

案件につきましては、いかがいたしましょう。今までどおり、資料についてやらせていただくということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんね。

(「報告をちょっと……」の声あり)

(「池之原の報告」の声あり)

そうでした。失礼しました。

あと、池之原の契約の件もいろんな意見がありましたので、その経過についてお話いただくのと、調査チームを設置いただきますので、そちらのほうの構成メンバーと内容、項目についてもご報告いただくということをお願いいたします。

そのほか何かございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ないようですので、以上で本特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後6時18分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。